

用語及び解説	掲載ページ
<b>エンパワーメント (empowerment)</b> 力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。1995年(平成7年)の北京女性会議の主要課題。	4、10、12、13、35 59
<b>シェルター</b> DV被害を受けた女性のための緊急避難所。	53
<b>ジェンダー (gender)</b> 社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差(sex:セックス)に対して、これと区別するために、国際的に広く使用されることになった概念・用語。 ジェンダーの具体例としては、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担や、「男性は女性より偉い」などの偏見が挙げられる。	4、10、12、13、16 17、18、20、22、23 24、25、28、67
<b>ジェンダーに敏感な視点</b> 社会的、文化的につくられた性差(ジェンダー)を意識し、性差についての先入観や偏見を排し、多様な視点から柔軟に問題を検討しようとする視点。	4、10、12、20、23 24、25、28
<b>性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) (reproductive health/rights)</b> 生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、幅広い課題を対象としている。	13、54、55
<b>セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)</b> 相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。	17、38、39、50、51 67
<b>潜在的カリキュラム</b> 教職員の言動や学校における活動を通して、意図的ではないにしても、結果として一定の意識や態度を伝えていること。男女を必要以上に区別しジェンダーにとらわれた男性像、女性像を子ども達に伝えていることなどを指す。	16、17
<b>ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) (DV)</b> 配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。	10、17、50、51、52 53、59

用語及び解説	掲載ページ
<b>ファミリー・サポート・センター</b> 育児の援助を行いたい会員と育児の援助を受けたい会員からなる相互援助組織で、市町村などが設置する。保育施設までの送迎、保育施設の保育時間開始前や終了後の一時預かり、保護者の病気や急用の場合の一時預かりなどの事業を行う。	45
<b>フレックスタイム</b> 規定の労働時間を守れば、出退社時間は従業員各自が自由に決められる勤務態勢。	46、47
<b>ポジティブ・アクション (positive action) (積極的改善措置)</b> 様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。	32、33、38、39
<b>メディアリテラシー (media literacy)</b> ジェンダーを含む様々な視点で情報を主体的に読み解き、自ら発信すること。	24
<b>ユニバーサルデザイン (universal design)</b> すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにいかかわらず、すべての人にとって安全、安心で利用しやすいように建物、製品、サービス等を計画、設計する考え方。	29
<b>リーガルリテラシー (legal literacy)</b> 法識字能力。自らに保障された権利や権利が侵害された場合の対応策等について知り、使いこなす能力のこと。	19
<b>NGO (non governmental organization)</b> 非政府組織の略称で、政府の活動と区別される民間の活動を行う組織、団体をいう。	26、27、28
<b>NPO (nonprofit organization)</b> 行政・企業とは別に社会的活動をする非営利民間組織・団体をいう。	20、36、37

- 育児・介護休業制度 ..... 46, 47
- 一時保育 ..... 45
- 延長保育 ..... 45
- エンパワーメント ..... 4, 10, 12, 13, 35, 59
- 海外技術研修員 ..... 27
- 外国語標記(表示) ..... 28, 29
- 介護老人福祉施設 ..... 45
- 家族経営協定 ..... 41, 43
- 起業 ..... 40, 41
- 経済(的)自立 ..... 17, 18, 19, 20, 40, 41, 42, 43, 59
- 県政広報物表現ガイドライン ..... 25
- 国際婦人年 ..... 4, 9
- 国連婦人の十年 ..... 4
- 固定的な性別役割分担意識 ..... 18, 19, 20, 25, 33, 34, 37, 44, 48, 50
- 再雇用制度 ..... 46
- 在宅勤務(ワーク) ..... 46, 47
- シェルター ..... 53
- ジェンダー ..... 4, 10, 12, 13, 16, 17, 18, 20, 22, 23, 24, 25, 28, 67
- 次世代育成支援企業認証制度 ..... 59
- 次世代育成支援対策推進法 ..... 5, 46
- 社会制度・慣行 ..... 22
- 女子差別撤廃条約  
(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約) ..... 4, 26, 27
- 女性のための相談支援センター ..... 50, 53
- 性と生殖に関する健康・権利  
(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) ..... 13, 54, 55
- セクシュアル・ハラスメント ..... 17, 38, 39, 50, 51, 67
- 青年海外協力隊 ..... 26, 27
- 世界行動計画 ..... 4
- 潜在的カリキュラム ..... 16, 17
- 男女共生センター ..... 6, 19, 21, 23, 27, 35, 37, 58, 59
- 男女共同参画2000年プラン ..... 5
- 男女共同参画基本計画 ..... 5
- 男女共同参画社会基本法 ..... 5, 6, 9
- 男女共同参画推進員 ..... 7
- 男女共同参画推進条例(男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例) ..... 6, 7, 10, 11, 30, 58
- 男女雇用機会均等法 ..... 5, 6, 38, 39, 43
- 男女混合名簿 ..... 17
- 男女の賃金格差 ..... 38, 39, 43
- 地域子育て支援センター ..... 45
- ドメスティック・バイオレンス(DV) ..... 10, 17, 50, 51, 52
- ナイロビ将来戦略  
(婦人の地位向上のための将来戦略) ..... 4
- 乳児保育 ..... 45
- 配偶者暴力相談支援センター ..... 50, 52, 53
- 配偶者暴力防止法  
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律) ..... 5, 50
- ファミリー・サポート・センター ..... 45
- 福島県職員男女共同参画推進行動計画 ..... 30, 31
- ふくしま新世紀女性プラン ..... 6
- フレックスタイム ..... 46, 47
- 北京宣言及び行動綱領 ..... 4
- 放課後児童クラブ ..... 45
- ポジティブ・アクション ..... 32, 33, 38, 39
- ボランティア活動 ..... 36, 37
- メディア・リテラシー ..... 24
- リーガル・リテラシー ..... 19
- NGO ..... 26, 27, 28
- NPO ..... 20, 36, 37

**福島県生活環境部 人権男女共生グループ**

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号  
TEL(024)521-7188 FAX(024)521-7887  
ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/danjo/>  
メール [jinken@pref.fukushima.jp](mailto:jinken@pref.fukushima.jp)